業務及び財産の状況に関する説明書類

第２９期　　２０２５年　４月　１日から　２０２６年　３月　３１日まで

２０２６年6月３０日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名　監査法人ナカチ
所在地　東京都中央区日本橋人形町
２－７－１０エル人形町４階
代表者　髙村俊行

一．業務の概況

１．監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

当監査法人は、以下の業務を行うことを目的としております。

①　財務書類の監査又は証明業務

②　公認会計士法第２条第２項の業務

(2) 沿革

１９９７年　８月２７日　設立

１９９８年　３月２６日　法第２条第２項の業務を目的から削除

２００４年　７月２２日　「株式公開に関連する短期調査」、「株価及び知的財産の評価」を目的に追加

２０１０年１１月１５日　公認会計士法第２条第２項の業務を目的に追加

２．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

３．業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務及び非監査証明業務を行っており、その概要は３．（３）、（４）に記載の通りであります。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

※２０２６年3月３１日現在
（会計年度末日）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	２社	２社
②金商法監査	１	－
③会社法監査	３	－
④学校法人監査	２	－
⑤労働組合監査	－	－
⑥その他の法定監査	４	－
⑦その他の任意監査	５	－
計	１７	２

(4) 非監査証明業務の状況

対象会社数２社

収入金額２２，０２４千円

４．業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

「企業倫理にかなう信頼と協業は大きな力を生む」

これは当法人の創業者である中地宏の理念であります。

この創業者理念とは、「企業も私たち監査人も、互いに会計監査の真の重要性を認識し、企業からは、信頼関係をベースに必要十分かつ真実の情報が提供され、私たちも、独立した第三者の立場から、職業的専門家として高い品質の監査業務を提供することで、企業のディスクロージャー、つまり社会的な説明責任が十分な要件を満たしていることが保証され、それが健全な経済成長への大きな力となる。」という考えであります。

私たちはこの創業者理念を基礎として経営理念を定めております。

② 経営管理に関する措置

当法人では、全社員をもって構成される社員会が最高意思決定機関であり、業務執行に関する重要事項を決定し、相互に職務の執行を監視しております。

また、当該社員会には、独立性を有する第三者である監督・評価者が出席

し、社員会の組織的かつ実効的運営に関する助言・提言を行なっております。

③　法令遵守に関する措置

社員及び職員の業務上の法令遵守を担保するため、各種規程を制定するとともに、研修を通じて周知しております。また、社員及び職員による法令等の違反行為又は違反するおそれのある行為に関して、通報制度を設けております。通報者が不当な取扱いを受けることなく申立てを行うことができるよう、当法人の内部及び外部に通報を受け付ける窓口を設置しており、通報された事項について調査を行い、不備が発見された場合には、それを適時、適切に評価し、是正措置を講じることとしております。

④　その他

該当事項なし

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

①　専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は、専担者として、品質管理システムの整備運用を統括し、品質管理システムの評価を行なう品質管理システムに関する最高責任者を選任しております。

②　専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理システムに関する最高責任者は、個別の監査証明業務にも従事しておりますが、１年を通じて品質管理業務に十分な品質管理従事時間を確保しており、品質管理業務に主として従事しております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

①　基準日（会計年度中の一定の日）

２０２６年3月３１日

②　業務の品質の管理の目的

当法人は、当法人が実施する品質管理基準報告書第１号の適用対象業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し

運用しております。

ア．当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること

イ．当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること

③　基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人は倫理規則の要求事項を遵守し、職業倫理及び独立性に関する方針又は手続を定めております。職業倫理に関する規定の遵守に関する阻害要因を識別、評価及び対処し、職業倫理に関する規定の違反を識別、伝達、評価及び報告し、また当該違反の原因と結果に適時に対応しております。

毎年７月に日本公認会計士協会による監査人の独立性チェックリストを使用し、監査実施者のすべて及び監査法人自体について、利益相反や独立性の遵守を確認しております。また、新規採用者については、採用時にチェックリストを使用して利益相反や独立性の遵守について確認しております。

当法人は、監査業務の依頼人に対して非監査証明業務の同時提供を禁止しております。受嘱可能な非監査証明業務については、業務責任者が、職業倫理に関する基本原則及び職業的専門家としての判断を行使したかどうかを確認することとしております。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

当法人では、監査契約の新規の締結及び既存の監査契約を更新するか否かを決定するにあたり、監査業務の質を合理的に確保するため、監査業務の新規の締結及び更新の判断に関する方針又は手続を定めております。

監査契約の新規の締結及び更新については、関与先の誠実性、当法人の規模及び組織等を勘案し、社員会にて最終決定することとしております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針又は手続については、不正リスクを考慮して、監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価し、リスクの

程度に応じて審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討することとしております。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

社員及び代表社員は、経営機能を果たすべく、監査実務に精通していることや法人の組織的な運営を機能させることが可能な人員を社員会の決議により選任しております。

監査チームの編成にあたり、監査責任者及びインチャージについては、アサインメント管理担当が、職業的専門家としての適切な判断を行い、また、職業的懐疑心を保持及び発揮できるよう、幅広い知見や経験に基づく配置を勘案し選任を行い、社員会で承認しております。また、スタッフの配員は、インチャージが監査責任者と協議の上決定し、アサインメント管理担当が調整しております。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ｱ) 社員の報酬の決定に関する事項

職業的専門家としての適切な判断を行い、また、職業的懐疑心を保持及び発揮できるよう、社員及び監査職員評価マニュアルに従い年１回人事評価を行っております。

人事評価にあたっては、職業的懐疑心の保持及び発揮を含め、監査の品質管理を重視しております。

(ｲ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

高品質な監査を提供する上で専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するための研修制度を設けております。不正リスク対応基準が適用される監査業務に対応するため、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう不正に関する研修を行っております。研修は、ディスカッション型の集合研修のほか e ラーニングの利用や当法人外のセミナーの受講など様々な形態で実施しております。

また、専門要員には集合研修の出席義務を求めております。

(ｳ) その他

品質管理システムの運用及び監査業務の実施・遂行を可能なも

のとするために、適切なテクノロジー資源及び知的資源を取得又は開発し、利用するとともに適切に維持、管理しております。

オ．業務の実施及びその審査

(ｱ) 専門的な見解の問合せ

当法人は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合など、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項及び監査上の判断の相違が生じている事項など専門的な見解の問合せが必要となる事項をマニュアルに定めております。

また、専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、分野ごとに助言者を定めております。なお、専門的な見解の問合せの助言者は、各分野の能力、適性について十分に考慮し、社員会で選任しております。

(ｲ) 監査上の判断の相違の解決

監査チーム内、監査チームと審査担当者や当法人の品質管理システムにおいて活動を実施する者（専門的見解の問合せの助言者を含む）との間で監査上の判断の相違がある場合、社員会において監査上の判断の相違する事項を慎重に審議し、必要に応じて専門的な見解の問合せを行い、解決をはかることとしております。

なお、当法人は、監査上の判断の相違が解決されるまでは監査報告書を発行しないこととしております。

(ｳ) 監査証明業務に係る審査

監査チームが行った判断を客観的に評価するために、審査が完了するまでは監査意見を表明しないこととしております。

審査担当者は審査規程で定めた適格性要件を充たす者から選任しております。具体的には、クライアントとの独立性、知識、経験、能力等の観点から適格性を検討しております。

審査は、監査計画の立案及び変更、意見表明の各段階において行っております。さらに、監査上のリスクについて十分に検討できるよう、審査担当者が適時に監査チームが実施した自己点検を監視する体制としております。

不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、審

査担当者と監査責任者の間で意見が相違する場合等の個別案件については、社員会による審査を行う体制としております。

(ｴ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査調書の最終的な整理は、監査報告書の日付から 60 日以内、期中レビューに関するレビュー調書は、期中レビュー報告書の日付から 60 日以内としております。

監査調書の最終的な整理完了後における監査調書の修正又は追加は原則としてできないものの、最終的な整理完了後であっても、外部の関係者が実施する検証の指摘等により、監査調書を明瞭に記載することが必要となった場合には、社員会の承認がある場合に限り、履歴を明確にして、修正又は追加することができることとしております。

(ｵ) その他

該当事項なし

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

(ｱ) 情報と伝達に関する品質目標の設定

業務に関する情報の収集及び伝達に関する品質目標として、以下の事項を設定しております。

・情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、補足し、処理し、また維持すること

・当法人の組織風土が、専門要員と監査事務所との間及び専門要員間で情報を交換する責任を認識させ強化するものであること

・関連性のある信頼性の高い情報が、監査チームを含む当法人全体で交換されること

・関連性及び信頼性の高い情報が、外部の者にも伝達されること

(ｲ) 監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の設定及び当該方針又は手続の遵守

各品質管理業務担当が、監査事務所の内外から情報を適切に収集し、社員会に報告し、周知、浸透が図られております。

(ｳ) 監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定

監査役等とのコミュニケーションの際に提供される品質管理システムに関する情報の内容、範囲、時期、提供方法、書式等に関する方針又は手続を定めております。

(ｴ) 必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定

監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の内容、範囲、時期、提供方法、書式等に関する方針又は手続を定めております。

(ｵ) 品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保

監査報告の利用者の品質管理システムに対する理解を支援するために、年１回年次報告書を作成し、報告しております。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

後任の監査事務所に対して、財務諸表の重要な虚偽表示に関する情報若しくは状況又は企業との間の重要な意見の相違等を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任の監査事務所から要請のあったそれらに関連する調書の閲覧に応じるための方針又は手続を定めております。

前任の監査事務所に対して、監査事務所の交代事由、企業との間の重要な意見の相違等の監査上の重要な事項について問い合わせるための方針又は手続を定めております。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は、以下の責任を法人内部で割り当てております。また、品質管理業務遂行に当たり、担当業務ごとに管理責任を有する社員を選任し、当社員間の連携を取りながら監査の品質管理体制の検討等を行っております。

・品質管理システムに関する最高責任

品質管理システムに関する最高責任者は、品質管理システムの整備及び運用を統括し、品質管理システムの評価を行なっております。

・品質管理システムの整備及び運用に関する責任

品質管理システムの整備及び運用に関する責任者は、担当業務ごとに選任された社員となります。

・モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任

モニタリング及び改善プロセスといった品質管理システムの特定の側面の運用に関する責任者は、モニタリング・改善担当として、監査業務の定期的検証及び品質管理システムの日常的監視を管理しております。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

品質目標の追加、品質リスクや対応の追加又は修正の必要性を示唆する情報を識別するため、適時に社員会にて情報収集を行い、加えて以下の対応を行う体制としております。

・追加の品質目標を設定する、又は既に当法人が設定した追加の品質目標を修正する

・追加の品質リスクを識別し、評価するほか、品質リスクの修正又は再評価を実施する

・追加の対応をデザインし適用する、又は対応を修正する

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

監査業務の品質が当法人の品質管理システムで定められた水準に適切に保たれていることを確かめるため、モニタリング担当者が、当法人の状況変化に応じた品質目標、品質リスクの識別と評価及び対応について、モニタリングを実施しております。

モニタリングには、毎年、定期的に実施する完了した監査業務の検証を含めており、選定された監査業務について、監査の実施状況を検証しております。その結果、不備や改善すべき事項が発見された場合には、識別された不備の根本原因を調査し、識別された不備が品質管理システムに及ぼす影響を評価することにより、不備の重大性と広範性を評価して、不備を適切に改善するための対応を行っております。

④　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

２０２６年３月３１日を評価基準日として当法人の品質管理システムの評価を実施した結果、品質管理システムに不備は識別されず、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価しております。

⑤　④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項なし

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

該当事項なし

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の９の２第１項（品質管理レビュー））を受けた年月

２０２６年２月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の監査総括が、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

５．公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の４又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項なし

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項なし

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項なし

6．外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項なし

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項なし

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項なし

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項なし

二．社員の概況

1．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6人	－人	6人

2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営・管理及び業務全般に関する重要事項の意思決定	6人	－人	6人

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
（主） 監査法人ナカチ	東京都中央区日本橋 人形町２－７－１０ エル人形町４階	６人	－人	６人	－人
（従） なし					

四．監査法人の組織の概要

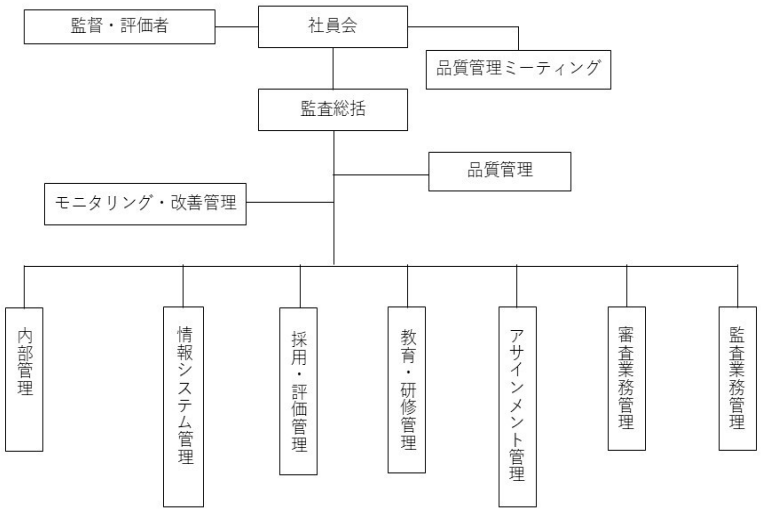

五．財産の概況

１．売上高の総額

（単位：千円）

	第２８期 ２０２４年４月１日～ ２０２５年３月３１日	第２９期 ２０２５年４月１日～ ２０２６年３月３１日
売上高		
監査証明業務	１９０，５２９	１３４，５７５
非監査証明業務	２３，９１４	２２，０２４
合　計	２１４，４４３	１５６，５９９

２．直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため添付しておりません。

３．２．に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため添付しておりません。

六．被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

株式会社クレオ

株式会社光・彩